

あはき療養費、過誤調整の取り扱いについて

本会の事業運営につきましては、平素から御協力いただきお礼申し上げます。

標記につきまして、下記のとおり令和4年2月20日受付締切3月処理分から取り扱いを開始いたします。過誤調整は、既に支払済のあはき療養費について、施術機関から取下げ依頼をしていただくことで、保険者から申請書を取り寄せ、翌月分以降から減額等の調整を行い申請書を返戻するものです。

あはき療養費の取下げ依頼書は、本会ホームページよりダウンロードを行い、紙の依頼書を本会へ送付していただくことで過誤調整の処理を行います。

記

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 取下げ依頼受付締切 | 毎月20日 |
| 2 | 依頼時送付書類 | あはき施術療養費支給申請書取下げ依頼書 |
| 3 | 依頼書送付先 | 審査管理課療養費係 |
- 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町7番4号